

銚子市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

国が 2050 年を目標年次として脱炭素社会の実現を目指す中、銚子市では令和 3 年 2 月、「ゼロカーボンシティ銚子」を表明し、市民や事業者との官民協働によるオール銚子の体制で 2050 年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を進めることとしている。

また、地域脱炭素ロードマップ（令和 3 年 6 月国・地方脱炭素実現会議決定）では、自治体が保有する建築物や土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため 2030 年には設置可能な建築物等の約 50%に太陽光発電設備が導入され、2040 年には 100%導入されていることを目指すとの目標が示されている。

本市では、平成 31 年 3 月、銚子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、カーボン・マネジメントを実施している。温室効果ガス削減にあたっての基本的な考え方として再エネの導入促進を掲げており、公共施設（主に災害時の避難所に指定されている施設）への太陽光発電や蓄電池の再エネ設備の導入を検討することとしている。

銚子市ゼロカーボンビジョン（令和 5 年 3 月策定）では、2050 年カーボンニュートラルに向けた対策の中で 2030 年までの重点的な取組として、公共施設への太陽光発電設備の導入を図るとしており、第三者所有モデル（PPA）による事業展開を目指し、設置可能性の調査を早期に行い、導入を計画的に進めることとしている。

「銚子市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務（以下、本業務という。）」では、市有施設等における太陽光発電設備の導入を効果的かつ効率的に推進するため、太陽光発電設備の導入可能性について調査し、再エネの導入目標と目標達成に向けた施策を検討する。

2 業務概要

(1) 業務名

銚子市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務

(2) 業務内容

別紙「銚子市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 1 月 1 7 日まで

(4) 提案上限額

9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次の要件のすべてを満たしている者であることを条件とする。

- (1) 令和 4・5 年度銚子市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び銚子市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を、本プロポーザルに係る市ホームページ公表日から本業務の契約締結の日までの間、受けていない者であること。
- (6) 過去5年以内に、地方公共団体が発注する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）または再エネに関する導入計画調査業務、若しくは改定業務について、地方公共団体から直接受託し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

4 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表（市HP）	令和5年5月31日（水）
質問書の提出期限	令和5年6月5日（月）
質問書に対する回答	令和5年6月7日（水）
参加表明書の受付期限	令和5年6月12日（月）
参加確認通知	令和5年6月13日（火）
企画提案書等の提出期限	令和5年6月20日（火）
プレゼンテーション審査等の実施（予定）	令和5年6月28日（水）
選考結果通知（予定）	令和5年6月30日（金）
契約締結（予定）	令和5年7月3日（月）以降

5 質問書の提出及び回答

質問がある場合は、令和5年6月5日（月）までに、質問書（様式1）に質問事項等を記載の上、電子メール（yojo@city.choshi.lg.jp）で提出すること。件名を「公共施設等太陽光発電設備導入調査業務に関する質問」とし、到達確認の電話をすること。

なお、電話及び口頭による質問・問合せには対応しない。

回答は、6月7日（水）のうちに、市ホームページにおいて、事業者名等を除き、質問及び回答を公表する。また、当該回答文書は、募集要項に対して追加又は修正したものとみなします。なお、他の応募者からの応募状況などの質問は受け付けません。

6 参加表明書の提出

本要領に基づく提案書の提出を希望される者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出すること。なお、提出された書類等は返却しません。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 会社概要書（様式3） ※会社案内パンフレット等を添付すること。
- ウ 業務実績書（様式4）
- エ 業務実施体制（様式5）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限ります。）

イ 提出先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1
銚子市役所企画課洋上風力推進室（担当：林）

(4) 提出期間 令和5年5月31日（水）から令和5年6月12日（月）まで

※持参の場合は土日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合は提出期間内に必着

(5) 提案者の選定

企画提案の参加資格の有無を、令和5年6月13日（火）に電子メールで通知する。なお、通知を受けなかった場合、企画提案書の提出はできません。

(6) 参加表明後の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式6）を提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出書（様式7）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 見積書（様式8）及び経費内訳書（任意様式）

(2) 提出部数

上記イのみ10部、ア及びウは各1部提出すること。

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限ります。）

イ 提出先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1

銚子市役所企画課洋上風力推進室（担当：林）

(4) 提出期限 令和5年6月20日（火）

※持参の場合は土日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合は提出期間内に必着

8 企画提案書の作成要領

(1) 件名

銚子市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務 企画提案書

(2) 企画提案内容

ア 環境省「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」公募要領を熟読し、補助金の目的に合った提案を記載すること。

イ 別紙「銚子市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務仕様書」を参照の上、実施や分析に当たっての考え方や手法等を提案すること。

(3) 企画提案書作成にあたっての留意事項

ア 用紙サイズは、A4判で作成すること。

イ 行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。

ウ 使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用すること。

エ 仕様書「4 業務の内容」に記載の全てについて記載すること。業務内容の項目ごとに、具体的な作業内容を明記すること。

オ 記載事項の順序は、仕様書「4 業務の内容」に記載の項目の順序とする。

カ 片面カラー印刷で20枚以内（表紙、目次はページ数に含めない）とすること。

キ 記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。

ク 業務執行体制や全体の作業フロー、具体的な業務スケジュールについても、併せて記載すること。

ケ 提案上限額の範囲内で、業務の内容以外の本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことは差し支えない。

(4) 無効となる企画提案書

ア 見積金額が、提案上限額を超える企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

9 プレゼンテーション審査・ヒアリング等の実施

企画提案書等の審査は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションにより、評価基準に基づき、選定委員が行う。

(1) プレゼンテーション審査及びヒアリングの実施は、令和5年6月28日（水）を予定している。時間、場所は、参加表明事業者に通知する。

(2) プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加

資料の配布は認めない。

- (3) プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、必要な機器類（パソコン、ケーブル等）は持参すること。
- (4) 出席者は3名以内とする。所要時間としては、1事業者当たり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）程度を予定している。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、プレゼンテーション審査及びヒアリングをオンライン上で実施する場合は、審査方法等を別途通知する。

10 事業者の選定

企画提案書等要求事項（評価基準）に基づき、選考委員による提出書類の審査・採点のうえ、選定する。審査は非公開とする。

選定終了後、選考結果を全ての企画提案者に文書で通知する。また、選考結果は、市ホームページに掲載する。

11 業務委託契約

選定された事業者と提案内容に基づき仕様及び契約条件などについて、協議調整のうえ、随意契約を提携する。なお、契約締結にあたり、再度見積書を提出すること。

ただし、第一選定事業者と協議が整わない場合は、市は、第二選定事業者と協議を行うものとする。

12 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書類等は返却しない。
- (3) 書類提出後の提案等の修正または変更、追加は一切認めない。
- (4) 選定された事業者が契約までに「3 参加資格」を満たさなくなった場合は、失格とし、契約を締結しないこととする。
- (5) この要項に定めのない事項または疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

【企画提案書等要求事項（評価基準）】

企画提案書等については、以下の着目点により総合的に評価するものとする。

なお、評価項目（1～9）ごとの採点は、以下の①評価係数を②評価基準に定める配点に乗じて行うこととする。また、評価、加点方式により行うものとする。

①評価係数

評価	基準	評価係数
A	特に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	普通	0.6
D	やや不十分	0.4
E	不十分	0.2

②評価基準

評価項目	評価内容		配点
業務体制	1	業務を実施する上で十分な実施体制（役割・責任・人員配置等）が確保されているか。	5
業務実績	2	地球温暖化対策や再エネに関する導入計画調査業務に関する実績があり、業務を適切に実行できるか。	5
業務工程	3	業務特性を理解した工程が設定されているか。	5
提案内容	4	考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）を適切に踏まえた調査・検討の手法が適切に示されているか。	15
	5	発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討について、具体的かつ適切な内容が示されているか。	15
	6	発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討について、具体的かつ適切な内容が示されているか。	15
	7	再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討について分析手法や効果は妥当か。	15
	8	2030年及び2040年を見据えた太陽光発電設備を導入するためのロードマップについて具体的な内容が示されているか。	15
提案価格	9	仕様書に定める業務を実施する上で経費の縮減が図られ、妥当なものとなっているか。	10